

地方独立行政法人岩手県工業技術センターが保有する法人文書の開示等に関する規則

制定 令和4年10月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）の規定に基づき、地方独立行政法人岩手県工業技術センターが保有する法人文書の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示の実施に関し開示請求者に通知する事項)

第2条 条例第11条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示を実施する日時
- (2) 開示を実施する場所
- (3) 開示の実施に要する費用に相当する額
- (4) 開示の実施の方法等の申出に係る事項

(第三者に通知する事項)

第3条 条例第15条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 意見書の提出先
- (2) 意見書の提出期限

(電磁的記録の開示の実施の方法)

第4条 条例第16条第1項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。

電磁的記録の種別	開示の実施の方法
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、岩手県工業技術センター内に設置されている情報公開窓口内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	閲覧若しくは視聴又は複製物の交付
2 磁気テープ等に記録されている電磁的記録で、理事長が保有する電子計算機その他の機器を用いて、紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができるもの	紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付

(開示を受ける者が申出をする事項)

第5条 条例第16条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示の実施の方法
 - (2) 開示を求める部分
- 2 条例第6条第1項に規定する開示請求書にその求める開示の実施の方法が記載されているときは、別に申出がない限り、当該記載をもって、同条第2項の規定による申出とみなす。

(費用負担の額)

第6条 条例第22条第1項の実施機関が定める額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 条例第22条第2項の実施機関が定める開示の実施の方法ごとに実施機関が定める額は、別表第2に定めるとおりとする。

(実施状況の公表の方法)

第7条 条例第39条の規定による実施状況の概要の公表は、岩手県報に登載して行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
(行政文書の開示等に関する規則の廃止)
- 2 地方独立行政法人岩手県工業技術センター理事長が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成18年制定）は、廃止する。

別表第1（第6条関係）

区分		単位	金額
1 乾式の複写機による写し（日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	白黒	1枚につき	10円 （両面に複写した場合にあっては、20円）
	カラー	1枚につき	40円 （両面に複写した場合にあっては、80円）
2 1に掲げる以外の写し		1枚につき	当該写しの作成に要する費用に相当する額

別表第2（第6条関係）

開示の実施の方法	区分		金額
複製物の交付	1 光ディスク（日本産業規格X0606およびX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。）に複製した複製物		1枚につき80円
	2 1に掲げる以外の複製物		当該複製物の作成に要する費用に相当する額
紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し（日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	白黒	1枚につき10円 （両面に複写した場合にあっては、20円）
		カラー	1枚につき40円 （両面に複写した場合にあっては、80円）
	2 1に掲げる以外の写し		当該写しの作成に要する費用に相当する額